

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1  
秋田活版印刷株式会社  
電話 018-888-3500

## 目 次

### 条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第36号）…………… 2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第37号）…………… 2

### 規 則

- 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第19号）…………… 2
- 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（第20号）…………… 2

### 選 管 訓 令

- 秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 3

### 告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第144号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第145号）…………… 3
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第146号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第147号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第148号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第149号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第150号）…………… 4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第151号）…………… 4
- 平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第152号）…………… 4
- 平成25年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第153号）…………… 4
- 平成25年度の特定制量器定期検査の実施について（第154号）…………… 5
- 市道路線の区域変更について（第155号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第156号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第157号）…………… 5
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第158号）…………… 5
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第159号）…………… 6
- 平成24年度第9期国民健康保険税督促状の公示送達について

- （第160号）…………… 6
- 生活保護法による医療機関の指定について（第161号）…………… 6
- 秋田市議会定例会の招集について（第162号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第163号）…………… 6
- 生活保護法による介護機関の指定について（第164号）…………… 6
- 建築基準法による特定工程および特定工程後の工程の指定について（第165号）…………… 7
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第166号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第167号）…………… 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第168号）…………… 7
- 胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務の委託について（第169号）…………… 8

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号）…………… 8

### 選 管 告 示

- 平成25年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第53号）…………… 8

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第8号）…………… 8

### 上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第22号）…………… 8
- 指定給水装置工事業者の指定について（第23号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第24号）…………… 8
- 農業集落排水施設の供用の開始について（第27号）…………… 9

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について……………10
- 公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標について……………11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について……………13
- 建築基準法による道路の指定について……………13
- 公募型プロポーザルの実施について……………13
- ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症および小児の肺炎球菌感染症の予防接種について……………14

- 農用地利用集積計画の策定について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………15
- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について……………16
- 市有物件の売払いについて……………16
- 建築基準法による道路の指定について……………17

選 管 公 告

- 平成24年度における秋田市選挙人名簿の閲覧状況について…17

上 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………18
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………19
- 入札参加希望者の公募について……………19
- 入札参加希望者の公募について……………20
- 入札参加希望者の公募について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………23
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25

土 地 開 発 公 社 公 告

- 土地開発公社理事会の招集について（第2号）……………26

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年5月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年12月」を「平成25年12月」に改める。

附則第6項中「平成25年4月30日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年5月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年12月」を「平成25年12月」に改める。

附則第5項中「平成25年4月30日」を「平成26年3月31日」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第5項の規定は、同日以後に支給する教育長の給料月額について適用する。

規 則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人秋田市総合振興公社
- (2) 一般財団法人秋田市駐車場公社
- (3) 公益財団法人秋田観光コンベンション協会
- (4) 一般社団法人地方税電子化協議会
- (5) 一般社団法人秋田市シルバー人材センター

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公害防止条例施行規則（平成9年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3の附表第1中

ヒ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 100ミリグラム
----------------------------------	---------------------------------------------------

を

ヒ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 100ミリグラム
----------------------------------	---------------------------------------------------

に

フ 1,4-ジオキサン	0.5ミリグラム
-------------	----------

改める。

附 則

この規則は、平成25年5月25日から施行する。

# 選 管 訓 令

## 秋田市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年5月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程（昭和32年秋市選管訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「40万を超える場合にあっては、その超える数」を「40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
大住町内会
- 2 認可年月日  
平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 君 郎  
秋田市大住四丁目3番9号  
変更後 栗 谷 幸之助  
秋田市大住四丁目5番12号
- 4 変更年月日  
平成25年4月20日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年5月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
医療法人久盛会	三楽園訪問リハビリテーション	秋田市飯島字堀川84番地20	平成25年5月1日	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

## 秋田市告示第146号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称  
秋田市泉地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者  
泉地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 指定管理者の指定年月日  
平成25年3月14日
- 4 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名  
変更前 田 口 陽 一  
変更後 三 浦 眞 六
- 5 変更年月日  
平成25年4月25日
- 6 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日  
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 靖 治  
秋田市下北手松崎字大巻26番地45  
変更後 鎌 田 正 樹  
秋田市下北手松崎字大巻26番地154
- 4 変更年月日  
平成25年4月21日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中野下町内会
- 2 認可年月日  
平成21年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鎌 田 清  
秋田市下新城中野字琵琶沼213番地  
変更後 三 浦 榮  
秋田市下新城中野字街道端西89番地 2
- 4 変更年月日  
平成25年4月21日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成25年5月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
女米木同栄会
- 2 認可年月日  
平成23年5月12日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 石 井 菊 男  
秋田市雄和女米木字石川217番地  
変更後 岸 茂 男  
秋田市雄和女米木字宝生口112番地
- 4 変更年月日  
平成25年4月14日
- 5 変更の理由  
役員改選のため

秋田市告示第150号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。  
平成25年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 17台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成25年4月1日から同月30日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

- 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成25年5月23日から同年11月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成25年5月13日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名  
秋田市南通みその町3番49号  
ローソン秋田御所野店・ローソン秋田河辺店  
店長 関 潔

秋田市告示第152号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。  
なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。  
平成25年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第153号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。  
なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。  
平成25年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名



別紙平成25年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧（省略）のとおり

2 送達する書類

平成25年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第154号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、平成25年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成25年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

地 区	検査月日	曜日	時 間	場 所
牛島・卸町	7月3日	水	10時～11時30分	南部公民館
榎山・南通	7月3日	水	13時30分～15時	榎山地区コミュニティセンター
泉	7月4日	木	10時～11時30分	泉地区コミュニティセンター
保戸野	7月4日	木	13時30分～15時	保戸野地区コミュニティセンター
東通・横森・桜	7月5日	金	10時～11時30分	東地区コミュニティセンター
千秋・手形	7月5日	金	13時30分～15時	明德地区コミュニティセンター
山王・旭北・大町	7月9日	火	10時～15時	秋田市計量検査所

1 道路の区域

道路の種類	旧新	路 線 名	起 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	青山町4号線	秋田市將軍野青山町139番7地先 秋田市將軍野青山町130番5地先	162.30	4.50 ～ 7.00
	新	青山町4号線	秋田市將軍野青山町139番7地先 秋田市將軍野青山町130番5地先	162.30	4.50 ～ 6.00

2 縦覧期間 平成25年 5月14日から同月27日まで

秋田市告示第156号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
417	秋田市四ツ小屋字与左 エ門川原408番地3	セブンイレブン秋田 四ツ小屋店

秋田市告示第157号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 5月15日

川尻・川元・八橋	7月10日	水	10時～15時	秋田市計量検査所
中通・高陽	7月11日	木	10時～15時	秋田市計量検査所
旭南・茨島	7月12日	金	10時～15時	秋田市計量検査所

2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、8月20日から10月31日までとする。

3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。

4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第155号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年 5月14日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
418	秋田市牛島東三丁目4番14号	セブンイレブン秋田 牛島東3丁目店

秋田市告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 生活工房 あきた	ケア工房	秋田市仁井 田新一丁 目11番63号	平成25年 5月15日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 シンワ	訪問介護 拓稜	秋田市新屋 朝日町13番 25号	平成25年 5月15日	訪問介護、 介護予防訪 問介護

**秋田市告示第159号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

東京都千代田区二番町 8 番地 8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
セブン-イレブン秋田山王 6 丁目店  
代表取締役 井 阪 隆 一

受託者の住所および氏名

秋田市大住二丁目20番15号県営大野住宅15-302号  
セブン-イレブン秋田牛島東 3 丁目店  
店長 石 井 栄 治

受託者の住所および氏名

秋田市御所野下堤一丁目 4 番 3 号  
セブン-イレブン秋田四ツ小屋店  
店長 吉 川 透

**秋田市告示第160号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成24年度第9期国民健康保険税督促状

**秋田市告示第161号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
及川医院	秋田市飯島新町三丁目1番 20号	平成25年 5月1日
いおりクリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテAKITA 4階	平成25年 5月1日
かんなり堂薬局フォンテ店	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテAKITA402-1	平成25年 5月1日

**秋田市告示第162号**

平成25年 6月 4 日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
平成25年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第163号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成25年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

種沢自治会

2 認可年月日

平成23年 5月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 加 藤 志美雄

秋田市雄和種沢字山王堂143番地 2

変更後 鈴 木 孝 昭

秋田市雄和種沢字大沢17番地

4 変更年月日

平成25年 4月28日

5 変更の理由

役員改選による。

**秋田市告示第164号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
土崎地域包括支援センター永覚町	秋田市土崎港中央一丁目 17番32号	平成25年 4月1日
飯島地域包括支援センター金寿園	秋田市飯島緑丘町23番32 号	平成25年 4月1日
中通地域包括支援センター幸ザ・サロン	秋田市中通六丁目 4 番27 号	平成25年 4月1日

ジョイリハ秋田仁井田	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番49号	平成25年4月1日
外旭川地域包括支援センターコネク	秋田市外旭川字梶ノ目814番地5	平成25年4月1日
ケアハウススマートライフ中通	秋田市中通一丁目4番4号401	平成25年4月1日
仁井田なごみ居宅介護支援センター	秋田市仁井田字西潟敷127番地2	平成25年4月15日
いおりクリニック	秋田市中通2丁目8番1号フォンテAKITA 4階	平成25年5月1日

## 秋田市告示第165号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号および第6項の規定に基づき、特定工程および特定工程後の工程を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成25年5月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 

全ての構造において、新築の建築物が、次に掲げる用途又は規模のものとする。

  - (1) 住宅、長屋、併用住宅又は共同住宅で地階を除く階数が3以上のもの
  - (2) 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、地階を除く階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
- 2 指定する特定工程
 

次の各号に掲げるものを特定工程とする。

  - (1) 木造 構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法にあっては耐力壁工事）
  - (2) 鉄骨造 1階の鉄骨の建て方工事
  - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事又は2階の床版の取付け工事
- 3 指定する特定工程後の工程
 

次の各号に掲げるものを特定工程後の工程とする。

  - (1) 木造 壁の外装工事又は内装工事
  - (2) 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事もしくは内装工事
  - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事又は2階の柱もしくは壁の取付け工事
- 4 適用の除外
 

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

  - (1) 法第18条第2項の規定による通知に係る建築物
  - (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
  - (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
  - (4) 丸太組構法の建築物

- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が特に認める建築物
- 5 適用
- この告示の規定は、平成25年7月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

## 秋田市告示第166号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称  
秋田市河辺市民サービスセンター
- 2 指定管理者  
河辺の郷自治協議会
- 3 指定管理者の指定年月日  
平成23年3月31日
- 4 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名  
変更前 加賀谷 芳 春  
変更後 佐々木 治右エ門
- 5 変更年月日  
平成25年5月12日
- 6 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
泉道田町内会
- 2 認可年月日  
平成14年10月15日
- 3 変更があった事項およびその内容
  - (1) 規約に定める目的  
規約第1条第5号中「弔慰」を「慶弔」に改める。
  - (2) 代表者の氏名および住所  
変更前 佐 藤 鶴 美  
秋田市泉北四丁目13番2号  
変更後 佐 藤 賢 治  
秋田市泉北三丁目13番23号
- 4 変更年月日  
平成25年5月28日
- 5 変更の理由  
規約の一部改正および役員改選による。

## 秋田市告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年5月31日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）  
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第172号	ユーカリ薬局	秋田市飯島長山下128 番地4	平成25年 5月1日

#### 秋田市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月31日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目8番2号  
一般社団法人秋田市シルバー人材センター  
理事長 高 橋 善 健
- 委託の期間 平成25年6月1日から平成26年3月31日までの  
10箇月間

## 教 委 告 示

#### 秋田市教委告示第9号

平成25年5月13日午後2時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年5月8日

秋田市教育委員会  
委員長 進 藤 光 子

付議案件

- 教育長の選任に関する件
- 職員の人事について承認を求める件

## 選 管 告 示

#### 秋市選管告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成25年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年5月31日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅 原 弘 夫

- 期間 平成25年6月3日から同月7日まで
- 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局

- 時間 午前8時30分から午後5時まで

## 農 委 告 示

#### 秋田市農委告示第8号

平成25年5月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（8件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 農用地利用集積計画（平成25年度第2号）に関する件
- 平成24年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件

## 上 下 水 道 局 告 示

#### 秋田市上下水道局告示第22号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成25年5月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
小林住宅設備	小 林 淳	秋田市飯島字坂道端 31番地2

- 指定年月日

平成25年5月13日

#### 秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年5月16日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
土佐設備	土 佐 直 樹	北秋田市鷹巣字愛宕 下55番地17

- 指定年月日

平成25年5月14日

#### 秋田市上下水道局告示第24号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋



田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成25年5月16日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
土佐設備	土 佐 直 樹	北秋田市鷹巣字愛宕下55番地17

2 指定年月日

平成25年5月14日

秋田市上下水道局告示第27号

次の区域の農業集落排水施設の供用を開始するので、秋田市農業集落排水施設条例(平成元年秋田市条例第15号)第6条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年5月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 農業集落排水施設の名称、位置および区域

施設の名称	位 置	区 域
秋田市金足農業集落排水施設	秋田市金足岩瀬字岩瀬20番2	秋田市金足大清水字大清水台および下刈字北野の各一部

2 供用開始の期日 平成25年5月30日

公 告

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成25年1月21日付け秋田市指令第257号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月8日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市新屋松美ガ丘東町2番20号

株式会社児玉建設

代表取締役 児 玉 孝 男

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋松美ガ丘東町227番1

秋田市公告

次のとおり単価契約に係る公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月9日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 乳がん検診(医療機関方式)マンモグラフィフィルム等集配業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書(省略)のとおり
- (3) 履行場所 秋田市が指定する場所
- (4) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
- (5) 入札参加要件

ア レントゲンフィルムおよび受診票の集配が可能な者であること。

イ 本市に本社、支店又は事業所を有すること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 租税の滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年5月20日(月) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目8番3号  
秋田市保健所中会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 落札日から平成25年5月24日(金)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札書には、1件当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うが、執行回数は2回を限度とする。

エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することができないものとする。なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成25年5月15日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 信書を送達できる事業者のうち、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)で定められている事業者にあつては、同法第29条の規定による総務大臣の許可を証明するものの写しを提出すること。

エ 納税証明書 写しでも可とする。納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座により納付している場合は、納税課で交付する「市税振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(ア) 本市に納付した法人市民税(個人営業の者は個人市民税)

直近の営業年度の納税証明を提出すること。課税されていない場合はそのことが確認できるもの

(イ) 本市に納付した固定資産税

直近の営業年度のものを提出すること。固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

(ウ) 消費税および地方消費税

- a 税務署で、「未納税額のない証明書」の発行を受けること。  
b 直近の営業年度のものを提出すること。  
c 課税されていない場合は、その証明書を提出すること。

オ 登記簿謄本 写しでも可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成25年5月9日(木)から同月15日(水)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）

ウ 申込書等

秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。  
(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。  
(3) 指名通知および選定結果の通知は、FAXにより行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成25年5月9日(木)から同月17日(水)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧場所

秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）

(3) 仕様書および設計書は、秋田市ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(2) 提出された書類は、返却しない。  
(3) 問合せ先  
秋田市保健所保健予防課検診担当  
電話 018-883-1176

秋田市公告

次のとおり単価契約に係る公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月9日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 発送業務  
(2) 業務内容 別紙仕様書（省略）のとおりに  
(3) 履行場所 秋田市が指定する場所  
(4) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで  
(5) 入札参加要件

ア 本市に本社、支店又は事業所を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

エ 租税の滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年5月20日(月) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目8番3号  
秋田市保健所中会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 落札日から平成25年5月24日(金)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札は単価契約であるが、落札の決定は総額によって行うものとする。

入札書には、各項目ごとの1通当たりの単価に予定数量を乗じた合計金額および合計金額の総計を記載すること。落札の決定は、この総計額の比較によって行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成25年5月15日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 納税証明書 写しでも可とする。納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座により納付している場合は、納税課で交付する「市税振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(ア) 本市に納付した法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

直近の営業年度の納税証明書を提出すること。課税されていない場合は、そのことが確認できるもの

(イ) 本市に納付した固定資産税

直近の営業年度のものを提出すること。固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

(ウ) 消費税および地方消費税

a 税務署で、「未納税額のない証明書」の発行を受けること。

b 直近の営業年度のものを提出すること。

c 課税されていない場合は、その証明書を提出すること。

エ 登記簿謄本 写しでも可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
平成25年5月9日(木)から同月15日(水)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- イ 受付場所  
秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）
- ウ 申込書等  
秋田市ホームページから入手すること。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たすものに指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、FAXにより行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間  
平成25年5月9日(木)から同月17日(金)までの土曜日および日曜日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所  
秋田市保健所保健予防課（秋田市八橋南一丁目8番3号）
- (3) 仕様書および設計書は、秋田市ホームページにも記載する。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問合せ先  
秋田市保健所保健予防課検診担当  
電話 018-883-1176

#### 秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標を定めたので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月13日

秋田市長 穂 積 志

#### 公立大学法人秋田公立美術大学中期目標

##### 基本的な目標

秋田公立美術大学は、21世紀に新設された東北唯一の公立美術大学として、

- 1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
- 2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
- 3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
- 4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

という4つの基本理念のもと、これまでの美術領域の枠にとらわれない教育と研究によって、新しい芸術的価値を生み出し世界に向けて発信することや、地域の伝統・文化をいかした芸術の創造に取り組むことなどによって、現代における芸術・文化の発展に貢献することを目指すものとする。

また、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材を社会に送り出すとともに、美術・工芸・デザインの研究成果を地域に還元することを通して、芸術・文化をいかしたまちづくりを担い、広く社

会に貢献することを目指すものとする。

これらを踏まえ、第1期の中期目標を定める。

#### 第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

##### 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

##### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、美術学部を置く。

#### 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

##### 1 教育に関する目標

##### (1) 教育の成果に関する目標

卒業認定・学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、次のような人材を育成する。

ア 従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる人材

イ 文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と共存できる人材

ウ グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる人材

エ 芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる人材

##### (2) 教育の内容等に関する目標

##### ア 学生の受入れに関する目標

入学者受入方針（アドミッションポリシー）について積極的な周知を行い、次のような目的意識が高い学生の確保に努める。

(ア) 芸術の未知の領域に強い関心を持つ人

(イ) 自ら問題を発見し、積極的に学ぶ意欲のある人

(ウ) 芸術分野で自立する意欲のある人

(エ) 芸術を通して、地域社会の発展に貢献する意欲のある人

##### イ 教育課程に関する目標

教育上の目的に沿った教育課程となるよう、不断の見直しと研究を行う。

##### ウ 教育方法に関する目標

(ア) 教育課程の編成方針を十分に踏まえながら、学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得できるよう、職員の相互連携、適切な授業内容の設定、指導方法の工夫および適切な成績評価を行う。

(イ) 学生が意欲的かつ主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を研究する。

(ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育むよう、多様なルーツと出会う機会を積極的に取り入れる。

##### (3) 教育の実施体制に関する目標

##### ア 教員の配置に関する目標

教育内容、教育方法等の充実を図るため、教員の相互交流や学外専門家の登用を積極的に行うなど、教員を適切に配置する。

##### イ 教育環境の整備に関する目標

教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的に整備する。

##### ウ 教育活動の評価および改善に関する目標

(ア) 教育活動について自己点検・評価を行うとともに、外部評価や学生授業評価等の客観的な評価を実施し、



<p>その結果を教育活動の改善に活かせる体制を整備する。</p> <p>(4) 教育内容、教育方法等を改善し、教員の教育力を向上させるための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させる。</p> <p>2 学生への支援に関する目標</p> <p>(1) 学習支援に関する目標 学生の学習意欲や満足度の向上を図るため、十分に自主的学習ができるような学習環境や支援体制を整備する。</p> <p>(2) 生活支援に関する目標</p> <p>ア 生活相談および健康管理に関する目標 学生が心身ともに健康で充実した大学生活を送ることができるよう、生活相談や健康管理などの生活支援体制を整備する。</p> <p>イ 自主的活動の支援に関する目標 学生が学内外で自主的に行う課題活動を奨励するとともに支援する。</p> <p>(3) 進路支援に関する目標 学生が適切に進路選択ができるよう、就職・進学活動に関する相談・支援体制を整備する。</p> <p>3 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標</p> <p>ア 新しい美術領域の創造に資するための高度な研究や地域の歴史と文化に根ざした特色あるテーマに取り組む。また、研究の成果を体系的に蓄積し、有効活用を図る。</p> <p>イ 先鋭的な芸術表現の研究により、新しい芸術的価値を生み出し、世界に向けて積極的に発信する。</p> <p>ウ 研究活動の評価を行い、研究の質の向上を図る。</p> <p>(2) 研究実施体制の整備に関する目標</p> <p>ア 研究の実施体制に関する目標 民間との研究交流の推進や、外部の優秀な人材の受入れ等ができる柔軟な研究体制を整備する。</p> <p>イ 研究環境の整備に関する目標 研究活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の研究環境について、計画的に整備する。</p> <p>ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標 研究成果の知的財産化とその活用を戦略的に実施する体制を整備する。</p> <p>4 社会貢献に関する目標 大学の地域・社会に対する貢献を実効性あるものとするため、大学の研究成果を社会に還元することを目的として、次のような社会貢献事業を積極的に推進する。</p> <p>(1) 産学官連携の推進</p> <p>(2) 知的財産の管理</p> <p>(3) 地域連携の推進</p> <p>(4) 他大学との連携</p> <p>(5) 学校教育への支援</p> <p>(6) 生涯学習への支援</p> <p>5 国際交流に関する目標 学生や教員のグローバルな視点を育成するため、海外の大学等との交流を積極的に推進する。</p> <p>(1) 海外の大学との国際交流協定を締結する。</p> <p>(2) 学生の海外留学のための派遣制度や海外からの受入体制の整備を進める。</p> <p>(3) 教員の海外での研究活動を支援する。</p> <p>第3 業務運営の改善および効率化に関する目標</p>	<p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>(1) 効果的・機動的な組織運営に関する目標 法人全体としての方針の下で、効果的・機動的な組織運営を行うとともに、組織間での連携を強化する。</p> <p>(2) 教職員の協働に関する目標 効果的・機動的な組織運営を進めるため、教職員の一体的かつ効果的な連携を強化する。</p> <p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 大学運営や教育研究活動を機動的に行うため、柔軟で弾力的な人事制度を構築する。</p> <p>(2) 組織の活性化を図るため、能力・意欲等が適切に評価され、教職員にインセンティブが働く人事評価制度を構築する。</p> <p>(3) 教員の評価については、「教育」「研究」「社会貢献」「学内運営」など多面的な観点による評価方法を取り入れる。</p> <p>(4) 戦略的な能力開発により、組織に必要な能力を持った教職員の養成を行い、組織力を強化する。</p> <p>3 事務等の効率化に関する目標</p> <p>(1) 効率のかつ効果的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含め、事務組織および業務等について不断の見直しを行う。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上のための組織的な取組（スタッフ・ディベロップメント）を充実させる。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標 財政基盤の強化を図るため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得や、寄附講座の開設、共同研究・受託研究への取組などを推進する。</p> <p>2 経費の効率化に関する目標 効率的に大学を運営するため、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化と人員配置の適正化を図る。</p> <p>3 資産の運用管理に関する目標 資産の状況把握に努め、資金については安全な運用を行うとともに、その他の資金については効果的な活用を図る。</p> <p>第5 自己点検・評価および情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価の実施体制を整備し、その結果を大学運営の改善に有効に反映させる。また、点検・評価の項目、方法、体制等について不断の見直しを行う。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標 社会に対する説明責任を果たすため、法人の業務運営等に関する情報を積極的に公開するとともに、広く社会に対し大学の教育研究活動について情報発信する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項に関する目標</p> <p>1 施設・設備の整備および活用に関する目標</p> <p>(1) 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適正な維持管理を実施する。</p> <p>(2) 施設・設備の効果的な活用を図るとともに、地域への貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で大学施設の地域開放を行う。</p> <p>2 大学支援組織等との連携に関する目標 学外からの支援を充実させるため、卒業生による同窓会、保護者による後援会、地元企業等による支援組織との連携を図る。</p> <p>3 安全管理に関する目標</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



学内の安全と衛生の確保のため、事故等の発生予防に努めるとともに、災害や事故発生に迅速かつ適切に対応するための危機管理体制を整備する。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標

健全な教育研究環境を確保するため、ハラスメントの防止等 人権擁護や法令遵守について、教職員の意識啓発を図るとともに、相談体制やチェック体制を整備する。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成25年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ア 名称 イオンタウン株式会社
代表取締役社長 大 門 淳
イ 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名称 イオンタウン茨島アネックス
イ 所在地 秋田市茨島二丁目4-1他

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 株式会社ダイユーエイト
代表取締役社長 浅 倉 俊 一
住 所 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
イ 名称 未定
住 所 未定

ウ 名称 株式会社セリア
代表取締役社長 河 合 宏 光
住 所 岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地

エ 名称 株式会社しまむら
代表取締役社長 野 中 正 人
住 所 埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

オ 名称 株式会社しまむら
代表取締役社長 野 中 正 人
カ 名称 未定
住 所 未定

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年1月9日
(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 3,994㎡
(6) 駐車場の収容台数 147台 身障者専用含む。
(7) 駐輪場の収容台数 131台 自動二輪車専用他に10台有り。
(8) 荷さばき施設の面積 174.9㎡
(9) 廃棄物等の保管施設の容量 53.7㎡
(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後11時

※施設全体の開店時刻及び閉店時刻

- (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時まで
(2) 駐車場の自動車の出入口の数 1箇所
(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 荷さばき施設No.1 午前6時から午後9時まで
イ 荷さばき施設No.2 午前6時から午後9時まで
ウ 荷さばき施設No.3 24時間
エ 荷さばき施設No.4 24時間
2 届出年月日 平成25年5月8日
3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成25年5月14日から同年9月14日まで
4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市將軍野東一丁目2番57号
有限会社加藤哲建築事務所
代表取締役 加 藤 哲
2 道路位置指定箇所
秋田市榎山登町255番1
3 道路幅員 5.00メートル、6.00メートル
4 道路延長 9.46メートル、29.10メートル
5 指定年月日および番号
平成25年5月15日 第1号

秋田市公告

秋田市大森山動物園ポスター等制作について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
(1) 業務名
秋田市大森山動物園ポスター等制作業務
(2) 業務内容
別紙「秋田市大森山動物園ポスター等制作業務仕様書」（省略）のとおり
(3) 業務期間
契約締結日から平成26年3月7日まで
(4) 業務規模
本業務に関する費用は、3,088,050円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
2 参加資格
プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満た

す者とする。

- (1) 秋田市内に主たる事業所（本社、本店）を有する者であること。
- (2) デザイン、印刷および発送の一括発注ができ、全て責任を持って管理できること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 評価基準

秋田市大森山動物園ポスター等制作業務の公募に係る説明書（以下「説明書」という。）における「9 提案内容の審査等」を参照すること。

4 手続等

- (1) 担当 〒010-1654 秋田市浜田字潟端154番地  
秋田市商工部大森山動物園  
TEL 018-828-5508 FAX 018-828-5509  
E-mail ro-inzo@city.akita.akita.jp
- (2) 説明書の交付
  - ア 交付期間 平成25年5月20日(月)から同月27日(月)まで
  - イ 交付方法 説明書は、秋田市大森山動物園ホームページ (<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/zo/>) からの入手を原則とする。また、希望者には上記(1)において直接交付する（直接交付は、午前9時から午後4時までとする。）。
- (3) 参加申込書の提出
  - ア 提出期限 平成25年5月27日(月) 午後4時
  - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
  - ウ 提出方法 持参（午前9時から午後4時までとする。）によること。
- (4) 企画提案書の提出
  - ア 提出期限 平成25年6月14日(金) 午後4時
  - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
  - ウ 提出方法 上記(3)ウに同じ。
- 5 その他
  - (1) 企画提案の作成等、本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
  - (2) 提出された書類等は、返却しない。
  - (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
  - (4) 詳細については、説明書による。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症および小児の肺炎球菌感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
藤 井 義 之	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1
井 上 雅 貴	秋田赤十字病院

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件 名	閉架書庫内消防設備改修				
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり				
(3) 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号				
(4) 履 行 期 間	契約日から平成25年9月30日まで				
(5) 入札参加要件	① 秋田市内に主たる事業所（本社および支社）を有していること。 ② 消防設備士および第2種電気工事士の資格を有する者を配置できること。 ③ 本市の建設業者等級格付名簿において、管工事に等級格付されていること。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。 ⑦ 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。				
(6) 入札参加申込み	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受 付 期 間</td> <td>平成25年5月27日(月)から同年6月3日(月)まで (※月曜日を除く、午前9時から午後5時まで)</td> </tr> <tr> <td>受 付 場 所</td> <td>秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当</td> </tr> </tbody> </table>	受 付 期 間	平成25年5月27日(月)から同年6月3日(月)まで (※月曜日を除く、午前9時から午後5時まで)	受 付 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当
受 付 期 間	平成25年5月27日(月)から同年6月3日(月)まで (※月曜日を除く、午前9時から午後5時まで)				
受 付 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当				
(7) 指 名 通 知 等	平成25年6月6日(木)にFAXで通知する。				
(8) 入 札 日 時	平成25年6月10日(月)午前11時				

場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館2階 研修ホール
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	平成25年6月17日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

イ 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

ウ アのイの様式は、秋田市ホームページから入手すること。

エ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としめないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 問合せ先

秋田市中央図書館明徳館庶務担当

電 話 018-832-9220

F A X 018-832-6660

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 件 名	貴重古文書情報化推進事業業務委託
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号
(4) 履 行 期 間	契約日から平成26年3月31日まで
(5) 入札参加要件	① 貴重古文書の撮影は明徳館内で実施するものとし、古文書の取扱いに長けた文書情報管理士（旧マイクロ写真士）の資格者を有し、かつ過去3年以内に本県の公的機関に所蔵する古文書等の貴重資料のデジタルアーカイブ化についての業務実績がある事業者であること。 ② 過去に納品された成果品（マイクロフィルム、CD-ROMおよびデータベース）との整合性を保てる事業者又は再構築可能な事業者であること。 ③ 市税に滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。 ⑥ 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 入札参加申込み

受 付 期 間	平成25年5月27日(月)から同年6月3日(月)まで (※月曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当
(7) 指 名 通 知 等	平成25年6月6日(木)にFAXで通知する。
(8) 入 札	
日 時	平成25年6月10日(月)午前10時
場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館2階 研修ホール
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	平成25年6月17日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

イ 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

ロ 営業経歴書（様式2）

ハ 納税証明書

・ 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

・ 秋田県内の自治体に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人事業主は個人市民税）

・ 秋田県内の自治体に納めた直近の固定資産税（固定

資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

- ・ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは口座振替により納付している場合は、「口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(イ) 登記簿謄本（個人営業の者は住民票・身分証明書）

イ アの(ア)および(イ)の様式は、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としえないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 問合せ先

秋田市中央図書館明德館庶務担当

電 話 018-832-9220

F A X 018-832-6660

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月27日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
藤 井 義 之 井 上 雅 貴	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1 秋田赤十字病院
及 川 圭 介	秋田市飯島新町三丁目1番20号 及川医院

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成25年5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市広面字鍋沼27番3	宅地	1,040.55㎡	29,239,455円
2	秋田市広面字樋ノ沖94番1他3筆	宅地	859.56㎡	50,542,128円
3	秋田市雄和椿川字前椿岱272番1	原野	503.69㎡	3,072,509円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室

(2) 入札 平成25年6月26日(水) 午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当



分を差し引く。)を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市広面字鍋沼27番3  
日 時 平成25年6月17日(月)午前10時から午前10時30分  
まで  
集合場所 現地
- (2) 秋田市広面字樋ノ沖94番1他3筆  
日 時 平成25年6月17日(月)午前10時30分から午前11時  
まで  
集合場所 現地
- (3) 秋田市雄和椿川字前椿岱272番1  
日 時 平成25年6月17日(月)午前11時30分から正午まで  
集合場所 現地

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市山王六丁目4番12号  
昭和不動産株式会社  
代表取締役 三 浦 則 昭
- 2 道路位置指定箇所  
秋田市牛島東五丁目42番3
- 3 道路幅員 4.01メートル
- 4 道路延長 34.83メートル
- 5 指定年月日および番号  
平成25年5月29日 第2号

選 管 公 告

秋市選管公告

平成24年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

平成25年5月13日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅 原 弘 夫

平成24年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成24年5月15日
申出者の氏名	(1) 朝日新聞秋田総局 前 多 健 吾 (2) 谷 口 将 紀
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	(1) 秋田市山王2-1-46
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出

閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第41、第64、第88投票区 の選挙人名簿登録者
-------------	--------------------------------

2

閲覧の年月日	平成24年6月11日
申出者の氏名	読売新聞東京本社代表取締役 社長 白 石 興二郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-17-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第7、第58投票区 の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成24年6月14日
申出者の氏名	小 原 讓
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	後援会名簿整理
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市南通宮田の選挙人名簿 登録者

4

閲覧の年月日	平成24年8月28日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西 澤 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市豊岩、下浜の選挙人名簿 登録者

5

閲覧の年月日	平成24年9月20日
申出者の氏名	朝日新聞秋田総局 前 多 健 吾
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王2-1-46
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第52、第79投票区 の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成24年9月24日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社社長 石 川 聰

申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第10、第27、第52、第59、第70、第88投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	平成24年11月12日
申出者の氏名	渡部 論
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治・選挙に関する学術研究の調査対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第84投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成24年11月13日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	平成25年1月31日
申出者の氏名	社団法人新情報センター事務局 局長 平谷 伸次
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿1-19-15
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市新屋豊町の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	平成25年2月26日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出

閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6、第7、第78投票区の選挙人名簿登録者
-------------	--------------------------

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月10日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第2号 クーリングタワー薬品注入設備修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年8月31日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年5月22日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年5月24日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年5月21日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年5月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年5月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年5月22日(水)から同月23日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

賦課対象区域

下新城下野字琵琶沼、飯島長野本町、將軍野向山、將軍野青山町、外旭川字堂ノ前、外旭川字田中、外旭川字三千刈、手形田中、手形字西谷地、広面字谷地田、広面字谷内佐渡、広面字屋敷田、茨島六丁目、下浜桂根字境川、下浜桂根字浜田、下浜桂根字上ノ山、下浜桂根字浜添、浜田字境田、下浜羽川字水垂、下浜羽川字下野、上北手百崎字ニタ子沢、上北手大戸字大戸、上北手大戸字関上、四ツ小屋小阿地字柳林、柳田字石神、柳田字柳田、柳田字川崎、柳田字佐渡端、太平八田字八田、太平八田字荒巻、太平八田字藤ノ崎、上北手猿田字宝竜崎、上北手猿田字堤ノ沢、仁井田字横山、四ツ小屋小阿地字大杉沢および河辺諸井字大部(別添図面(省略)に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの)

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月17日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第3号 仕切弁修繕	秋田市飯島 新町三丁目 地内ほか	平成25年 7月22日	水道施設工事B級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工事B級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年5月29日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年5月31日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年5月28日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年5月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年5月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年5月29日(水)から同月30日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月17日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第64号 桜ガ丘・大 平台処理施 設機器撤去	桜ガ丘処理施設 （秋田市桜ガ丘五 丁目13番地13）お よび大平台処理施 設（秋田市大平台 二丁目9番地1）	平成25年 7月31日	機械器具設置 工事A級 （基本的要件 については、 別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年5月29日(水) 午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年5月31日(金)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした



契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年5月28日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年5月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年5月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年5月29日(水)から同月30日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月17日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第6号	箱型軽貨物 自動車購入	秋田市上下水道局	契約日から平成25年8月9日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年5月29日(水) 午前10時40分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年5月31日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年5月28日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年5月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年 5月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年 5月29日(水)から同月30日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 5月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第65号 減圧弁ほか保守点検業務委託	八橋運動公園地内外12箇所	平成25年 8月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事 A級 ② 水道施設において減圧弁点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事 A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事の A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年 6月 5日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年 6月 7日(金)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、最低の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年 6月 4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年 5月24日(金)から同年 6月 4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年 5月24日(金)から同年 6月 4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

でとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年6月5日(水)から同月6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第6号 混合汚泥循環ポンプ分解整備	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年12月13日	機械器具設置工事A級  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年6月5日(水) 午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年6月7日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月4日(水)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年5月24日(金)から同年6月4日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年5月24日(金)から同年6月4日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年6月5日(水)から同月6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。



ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
 イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年5月30日

秋田市上下水道事業管理者 中野 銅 一  
 賦課対象区域

下浜羽川字横長根（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月31日

秋田市上下水道事業管理者 中野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第7号 1系污水ポンプ分解整備（No.4）	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成26年1月31日	機械器具設置工事A級  （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年6月12日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年6月14日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月11日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年5月31日(金)から同年6月11日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年5月31日(金)から同年6月11日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年6月12日(水)から同月13日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）



- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
  - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年5月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第67号	秋田市上下水道局樹木育成・芝生保守管理業務委託	秋田市上下水道局（川尻庁舎および八橋下水道終末処理場敷地内）	契約日から平成26年3月26日まで	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から造園工事のB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

**2 入札に関する事項**

- (1) 入札の日時 平成25年6月12日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年6月14日(金)
- (5) 注意事項

**3 入札参加申込みに関する事項**

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月11日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年5月31日(金)から同年6月11日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

**4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項**

- (1) 閲覧期間は、平成25年5月31日(金)から同年6月11日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

**5 事後審査に関する事項**

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 落札候補者は、平成25年6月12日(水)から同月13日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載す

る。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

---

## 土地開発公社公告

---

秋市土開公告第2号

平成25年 5月31日午前10時秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成25年 5月21日

秋田市土地開発公社  
理事長 石 塚 博 史

付議案件

平成24年度秋田市土地開発公社決算認定の件